

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの今後の在り方について

1. 検討の必要性について

- 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」(以下「加算プログラム」という。)は、「これまでの司法試験において、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。」とした上で、「これらの課題を解決されないままに放置することは、法科大学院制度全体の信頼にかかわるため、深刻な課題を抱える法科大学院において、すみやかに抜本的な見直しを実施されることが急務である。」との中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言¹を受け、平成 24 年度予算²から、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するために導入された「公的支援見直し」を前身としている。
- 「公的支援見直し」導入以降、法科大学院の実情を踏まえながら加算プログラム自体の見直しを行ってきたが、令和 7 年 2 月の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 (以下「本委員会」という。)による「第 12 期の審議のまとめ～法科大学院制度の 20 年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～」(以下「第 12 期審議まとめ」という。)において、法科大学院開設から 20 年を振り返り、「当委員会をはじめ関係者においては、教育の質の向上や組織見直しについて、様々な改革に取り組んできた。その結果、各法科大学院においては、教育内容等の改善・充実に向けた取組を着実に進め、成果を挙げてきている」とした上で、加算プログラムについては、「令和 6 年度より新たに 5 年間の取組が開始されたところであるが、法科大学院を取り巻く状況の変化を注視しつつ、各法科大学院の意見も踏まえながら、実施の在り方を含め随時に見直しを行っていくことが求められる」としている。
- このため、法科大学院にとって加算プログラムが果たしている役割や影響等も含めて、加算プログラムの現状を分析するとともに、法科大学院が直面する課題等を明確にした上で、法科大学院がプロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立するために必要な方策のうち、ここでは加算プログラムの今後の在り方を検討する。

¹ 「法科大学院における組織見直しの促進方策について」(平成 22 年 3 月 12 日)

² 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額。国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院は対象外。

2. 加算プログラムの現状と課題について

(1) 加算プログラムの**仕組仕組み**

- これまでの加算プログラムの経緯については参考資料 ~~18ページ~~⑦のとおりである。このような変遷をたどり現行の加算プログラムは、司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想と、それを実現するための取組に対する実績を法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会（以下「加算プログラム審査委員会」という。）で評価し、加算率を設定している。
- これらの基礎額算定率と加算率を合わせた配分率を活用し、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金（特別補助（法科大学院支援））（以下「基盤的経費」という。）に、予算の範囲内でメリハリを付けて配分している。
- なお、基礎額算出部分は、司法試験合格率に偏重することがないように、夜間開講や地域配置等により加点となる指標も設定しているものの、司法試験合格率以外で法科大学院間に差が出ることは少なく、司法試験合格率が平均未満の法科大学院は低位に位置するなど、評価結果は固定化する傾向が見られる。
- 加算額算出部分においては、各法科大学院が自ら設定した取組と、その取組を測るのに適切な数値目標の達成度で評価を実施しており、毎年度評価結果には流動性が見られる。
- 令和3年度以降の傾向として、配分率100%以上となっている法科大学院は、全体の約3割の状態が継続している。なお、令和6年度の評価結果においては、100%以上の配分率となっている法科大学院が三大都市圏（千葉県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）に集中している傾向が見える。

(2) **各法科大学院から見た**加算プログラムの課題等について

- 加算プログラムを実施が果たしている役割として、教育改善の契機となっており、未修者教育の改善・充実、法学部や地域との連携強化など、個別の将来を見据えた意欲的な取組が一定程度推進されていることや、課題認識を共有し対応方策を検討する機会になるなど、学内の意識改革に繋がっていることが、加算プログラムの意義として本委員会や法科大学院へのアンケートの回答から聞かれた指摘されたところである。
- 一方で、司法試験合格率が最終的な配分率に大きく影響していること、中ため、特に小規模の法科大学院では一人の入学者や合格者の増減が配分率に大きな影響を中心に、本来安定的に配分されるべき基盤的経費が削減されている与えることや、加減算にかかわらず、本来安定的に配分されるべき基盤的経費が毎年配分率・配分

額が変動するため中長期的な見通しをもって運営することが困難となっている~~おり~~、持続可能な仕組みではないことなどが本委員会や法科大学院からも課題として法科大学院より寄せられている挙げられた。特に、減算減額されることで、非常勤講師が担当する科目の廃止、教育補助者の削減、課外講座の廃止、奨学金の廃止、教員研究費・旅費の大幅な削減等をせざるを得ない状況となり、取組を維持することができないっているという法科大学院からの声も聞かれたところである。

- また、法科大学院から加算プログラムへの負担感があることについても、多くの意見が寄せられており、とりわけ、「評価のための評価」となり教育研究活動に支障が出ているという指摘には注目す重く受け止めるべきである。さらには、認証評価との重複も指摘されており、認証評価機関による評価結果を社会的な評価としている認証評価と、加算プログラム審査委員会による評価結果を基盤的経費に反映させている加算プログラムでは、目的、手段や効果が異なるものの、法科大学院の取組を評価することや、PDCA サイクルを確立するという点においては共通目的が重複していることから、法科大学院の負担感に繋がっているものとする。

(3) 総括

- 冒頭にも触れたように、「公的支援見直し」は、「深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進する」ために導入された経緯があり、主に「司法試験合格率が全国平均の半分未満の法科大学院」、「競争倍率(受験者数/合格者数)が2.0倍未満の法科大学院」、「入学者数が10名未満の法科大学院」の3つの指標(以下「3つの指標」という。)を中心に判断された。現状でこの3つの指標全てに該当するような「深刻な課題を抱える法科大学院」は存在していない。

- ・ 司法試験合格率³が全国平均の半分未満の法科大学院数
平成26年度：8大学(15%) → 令和6年度：2大学(2%)
- ・ 競争倍率(受験者数/合格者数)が2.0倍未満の法科大学院数
平成27年度：26大学(59%) → 令和7年度：1大学(3%)
- ・ 入学者数が10名未満の法科大学院数
平成27年度：6大学(13%) → 令和7年度：0大学(0%)

- また、法科大学院の質保証としては、自己点検評価に加え、第三者機関による分野別認証評価⁴(以下「認証評価」という。)が法令上義務付けられており、法科大学院独自の大学評価基準⁵に基づき、3つの指標も踏まえた認証評価の厳格化が図られている。平成18年度に認証評価が開始されてから、平成22年度にかけての第1サイクルでは、適格認定されなかった「不適格」とされた法科大学院がは24校⁶あった

³ 平成29年度以前は直近3年間の修了者に係る累積合格率、平成30年度以降は直近5年間の修了者に係る累積合格率とする。

⁴ 学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条

⁵ 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第4条

⁶ その後追評価等において、適格認定を受けた法科大学院もある。

が、令和3年度から令和7年度までの第4サイクル⁷においては、令和6年度末時点で受審済みの法科大学院の状況⁸としては、1校が「不適合」の判定を受けたものの、その後、追評価によりこの1校も「適合」判定を受けている。このため、現時点で受審済みの全ての法科大学院が「適合」判定を受けている状況にあり、法科大学院全体として、一定の質確保が図られているところである。

- 現在加算プログラムの実施により、地方の法科大学院が抱える課題としては淘汰されたことで、法科大学院全体の司法試験合格率が上昇傾向にある中で、「深刻な課題を抱える所在しない地域で法曹を目指す者に対する、地理的観点での法科大学院」には該当しないものの、司法試験合格率への「アクセス」確保が近年低い位置で横ばい課題となっており、改善の余地を有する法科大学院も存在するいる。また、法廷活動はもとより、拡大する活動領域への対応や、社会情勢が複雑化・困難化する中で派生する多様な法的ニーズに対応できるようにするためにも、法科大学院のリソースを活用し、グローバルに活躍できる法曹、AI やデジタル等の先端分野かつ未知の領域に対応できる法曹、地域の司法サービスや裁判外紛争解決手続（ADR）を担う法曹等、時代の要請に応えられるような高度専門職業人を養成することが法科大学院には期待されている。
- またなお、本来大学の教育研究活動を継続的・安定的に支える基盤的経費がを、毎年の評価結果に応じて配分を増減させる加算プログラムの仕組みは、住組導入当時の目的であった「深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進する」観点からは有効ではあった。しかし、「深刻な課題を抱える法科大学院」がない現状において、法科大学院間での競争環境で、下位の法科大学院を有する大学の基盤的経費を減額する一方で、上位の法科大学院を有する大学の基盤的経費を増加増額させる構造は、法科大学院からのアンケートにもあったように、結果として、特に下位の法科大学院にとっては、改善のための取組を実施することを制限することになっているとの意見が法科大学院からもあった。
- 加算プログラムの住組仕組みを維持することは、このような法科大学院間での競争環境の下で、基盤的経費にメリハリ付けを行い、法科大学院の組織見直しを加速させることになるとともに、毎年度評価結果が変動することにより、大学の財政を不安定な状況に置き続けることにもなる。これらの法科大学院を取り巻く状況等を勘案した上で、様々な他の評価との重複感を軽減する観点重複も含め、加算プログラムの見直しの方向性を議論する必要がある。

⁷ 令和6年度末時点で34校中33校が受審済。

3. 今後の加算プログラムの在り方見直しの方向性について—(観点)—

- 先に述べたような法科大学院への期待に対して、現行の加算プログラムでは、加算額算出部分で、各法科大学院が進める特色ある取組の進捗状況等を評価するなど、一定の取組を実施している。しかし、基礎額算出部分において、全法科大学院を一律に司法試験合格率等によって一律に評価し、基盤的経費を削減した上で、加算結果と、最終的な配額算出部分との評価間によって加算する相関関係を有する現行の仕組みは、上位と下位が固定的であるとともに、第12期審議まとめで今後の方向性として示したような、各法科大学院が置かれている地域特性や規模なども踏まえた特色・魅力の更なる伸長を図っていくために必要な、きめ細かい評価ができているとして適切かは言い難い。
- また、法科大学院全体の入学定員は漸減しており、令和7年度時点で2,157名となる一方であり、政府目標⁹の令和11年度入学者数の目標は2,200人以上となつてを下回っている。加えて、我が国の少子化・人口減少の影響は法科大学院においても例外ではないため、今後、法科大学院への志願状況などを注視する必要があると考える。また、さらに、産業界等における法務人材は依然として不足しているという指摘もある中で、規模の観点のみで言えば、大学全体の動向に加えて、法科大学院のみを対象として、これ以上組織見直しを加速させる必要性があるかのではなく、法科大学院全体で共通の目標を掲げて、協力し合いながら取組を推進する観点も今後必要であるという意見も本委員会ではあった。
- これまで見てきたようなに、加算プログラム導入の趣旨や目的、法科大学院を取り巻く状況等を踏まえると、現行の加算プログラムはその役割を終えたと言える。今後は、次代を見据え、各法科大学院が少しでも自らの特色・魅力の伸長に計画性をもって遂行できる取り組めるよう、教育研究活動の継続性・安定性を担保することを社会的に明確にすることが必要ではないか確保することが重要である。このことを社会的に明確にするため、加算プログラムはできる限り早期となる令和8年度評価（令和9年度予算分）を最終年度として廃止し、その廃止までの間、評価結果による予算反映額は順次逡減させることが妥当である。
- — なお、地方人材、グローバル、AI・デジタル化への対応など、社会が求める法曹像への対応や、法科大学院教育を取り巻く状況と課題等を踏まえ、法科大学院の更なる機能強化を推進することは重要であり、必要なある。こうした推進方策の検討について当たっては、目的や効果を明確にした上で、法科大学院間の競争によらない適切な手法等大学院の将来を見据えた教育改善にふさわしい持続可能な仕組みを別途検討前提とすることが必要ではないかある。

⁹ 本委員会における議論を踏まえ、令和2年度に設定された「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）」。

おわりに

- これまで触れてきたような法科大学院への期待に応えるためには、法科大学院の質的充実や機能拡充を実現することが必要であり、これまでの加算プログラムの評価結果において、加算傾向にある法科大学院の取組を停滞させることなく更なる展開が実現できるよう、一方、減額傾向にある法科大学院が財政基盤を安定化させるとともに、教育研究の質向上を目指す取組が一層推進できるよう、地方での学びの場の確保を含めた各法科大学院の特色・魅力の伸長に必要な施策が講じられることが重要である。
- また、採用意欲が旺盛と本委員会でも意見のあった企業法務人材は、企業経営における法務機能の重要性が高まる中、産業の競争力を高め、適切な組織運営にも貢献することが期待されている。さらには、法科大学院と法科大学院修了生が活躍する実務界であったり、法科大学院と法学研究科であったりが協働し、幅広い実務に貢献することができる人材の養成など、新たなニーズに対応した法曹養成を戦略的に実現するための検討が必要である。
- なお、各法科大学院が設定した令和6年度から10年度の機能強化構想やそれを実現するための取組・その取組を測るのに適切な数値目標に関しては、各法科大学院が自己点検評価を行う中で、引き続きモニタリングすることなどを通じて、教育成果の可視化に取り組むことが重要である。特に課題を有する法科大学院においては、単なる実績や目標値の達成状況を社会的に公表することに留まることなく、これまでの加算プログラムでの知見を踏まえ、PDCAサイクルの確立を目指し取り組むことが期待される。また、令和7年2月、中央教育審議会は、「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」の答申において、認証評価制度については、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要であり、新たな評価制度へ移行することを提言している。新たな評価制度では、教育成果の可視化が求められているところであり、これまでの加算プログラムでの取組を発展させ、法科大学院の価値を社会的に証明していくために必要な質保証・質向上に資する評価制度となるよう検討を進めることが重要である。